

第 9 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

平成 31 年 2 月 27 日（水）

せたな町農業委員会

第9回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成31年2月27日(水) 午後1時30分から 2時01分

2. 開催場所 せたな町健康センター 総合検診室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	大	口	賢	一
委員	1番	阿	部	紹	子
	2番	横	道	重	人
	3番	森		正	勝
	4番	水	野	幸	雄
	5番	大	羽	孝	志
	6番	小	島	敏	人
	7番	玉	木	久	志
	8番	酒	井	誠	一
	9番	日	置	和	彦
	10番	本	井		治
	11番	多	田	里	佐
	12番	松	崎		豊
	13番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
- 第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第9 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第10 議案第8号 土地現況証明願について
- 第11 議案第9号 農地法第4条の規定による許可について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西田	良子
農地係	松林	功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第9回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さんご苦労様でございます。

ここにきてまた大変良い天気が続いているわけでございます。

また3月の中頃まで天気予報的には良いのかなという次第でございます。かえってあまりに良すぎて少し心配しているところでございます。

先日の新聞で長期的な予報が出ていたなかで、4月、5月も天気は良いと。夏に低温がくると、あまりよろしくない予報が出ているわけでございます。

午前中に町長と少し話しをしました結果、今まで長期予報は当たったことがない、そう心配することはないというわけでございますけども、やはり準備にこしたことはないということで、大変心配しているところでございます。

また先日は、今金町との交流会。

大変意義のある、中身の濃い講演がございました。その後、皆様方と今金町の農業委員さんと交流会をいたしました。

本日は1号議案から9号議案までございます。

慎重審議の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますけども挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、2番横道委員、3番森委員を指名いたします。

この指名は、第9回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日1日間と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長

「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。

農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。平成31年2月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料1ページをご覧ください。

番号6番。貸主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。借主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。所在につきましては、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■までの計3筆、内田んぼが2筆、面積は合わせまして■■■■■■■■■■㎡、内畑が■■■■■■■■■■㎡、田んぼが■■■■■■■■■■㎡、解約の理由につきましては、後継者である子へ農地を贈与するためとなっておりまして、議案第2号におきまして、農地法第3条の規定による許可申請があがっております。

事務局

こちらにつきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長

「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案2ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。平成31年2月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料2ページをご覧ください。
番号5番。譲渡人が■■■■■、■■■■■さん。譲受人が■■■■■、■■■■■さん。所在につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■までの計、現況地目でいうと4筆となっております。
こちら、先程の資料1ページと比べまして、■■■■番地が畑と宅地に分かれてございますが、使用貸借がされた時は1筆まるごと畑として使用貸借されてございましたが、現況が農地台帳上、畑と宅地に分かれてございまして、第3条の申請につきましては、このような表記にさせていただいております。
面積が合わせまして■■■■㎡、内田んぼが2筆■■■■㎡、畑が1筆■■■■㎡、非農地、宅地といたしまして1筆■■■■㎡、こちらの理由につきましては、所有農地を経営者である子に贈与したいとなっております。

事務局

こちらの申請につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限について退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めしておりますので、■■■■委員におかれましては、発言権が無いということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 3 条の規定による農地について、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。平成 31 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。

番号 6 番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■■■、■■■■、■■■■さん。所在につきましては、■■■■、■■■■、■■■■までの計 3 筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■㎡、単価につきましては■■■と■■■■につきましては■■■■円、■■■■につきましては■■■■円、賃貸価格につきましては■■■■円、こちらの理由につきましては、農地を借り受け営農に励みたいとなつてございます。

こちら継続の契約となつてございますが、以前までは■■■■さんは認定農業者でありましたことから、農用地利用集積計画による賃貸借でしたが、契約期間中に■■■■さんの認定が外れましたので、今回は第 3 条による賃貸借権の設定となつてございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可要件の全てを満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。平成 31 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

貸主が■■■■■、■■■■■さん。借主が■■■■■、■■■■■、■■■■■さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■までの計 3 筆、面積が■■■■■㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用となってございまして、掘削区域が■■■■■㎡、保安区域が■■■■■㎡の合わせて■■■■■㎡となっております。採取数量につきましては■■■■■㎡、転用期間につきましては、2019 年 4 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までとなっております。

事務局

こちらは農用地区域内農地でありますことから、原則転用は不許可となっておりますが、例外事由の中に農地に復元されるものに限定され、期間 3 年以内の農業振興整備計画に支障のないものとあり、本件は期間 9 ヶ月以内の砂利採取となってございまして、採取後は農地に復元される計画となっております。また、砂利採取法による許可、開発行為の許可につきましては 3 月末日に許可される見込みとなっております。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 31 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。

番号 5 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]までの計 12 筆、現況地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらにつきましては、2019 年 2 月 27 日から 2022 年 2 月 26 日までの 3 年間の賃貸借、単価につきましては [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円となっております。こちらは新規の賃貸借となっております。

事務局

番号 6 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらにつきましては 2019 年 2 月 27 日から 2022 年 2 月 26 日までの 3 年間の賃貸借、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円となっております。こちら 5 番、6 番、利用権の設定をする方が同じで、単価が少し違うところですが、こちら [REDACTED]さんの方で河川敷地も占用許可を受けておりまして、そちらの面積等々の兼ね合いから

事務局

単価に少し差が出てございます。

事務局

13 ページをご覧ください。

番号 7 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 4 筆、地目は全て牧場、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらにつきましては、2019 年 2 月 27 日から 2029 年 2 月 26 日までの 10 年間の賃貸借、単価につきましては [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円となっております。

事務局

14 ページをご覧ください。

番号 8 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 9 筆、面積が [REDACTED] m²、内田んぼが 8 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m²、利用目的につきましては畑は普通畑、田んぼは水田、こちらにつきましては、2019 年 2 月 27 日から 2022 年 2 月 26 日までの 3 年間の賃貸借、こちら継続の賃貸借となっております、単価につきましては田んぼが [REDACTED] 円、畑が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円となっております。

事務局

15 ページをご覧ください。

番号 9 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積は [REDACTED] m²、地目は全て田んぼ、利用目的は転作田、こちら所有権移転の時期につきましては、平成 31 年 2 月 27 日、対価の支払い期限が平成 31 年 4 月 11 日、土地引渡の時期は対価の支払日、こちらの単価につきましては [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円となっております。こちら農地保有合理化事業による土地の所有権移転でございまして、この後、貸付から売渡される方につきましては、[REDACTED] さんを予定されてございます。

事務局

16 ページをご覧ください。

番号 10 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積は [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちら所有権移転の時期につきましては、平成 31 年 2 月 27 日、対価の支払い期限が平成 31 年 3 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円となっております。こちらにつきましては、先月第 8 回の総会で行われ

ました、■■■■さんと公社との合理化事業で、こちら筆界未定地となっていてございまして、公社で買い取りができないところを農用地利用集積計画によって所有権移転するものでございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

議案第 6 号につきましても、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当します。■■■■委員におかれましては発言権が無いということで、ご了承願いたいと思います。

それでは事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 31 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 19 ページをご覧ください。

番号 11 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、■■■■、

■■■■、■■■■、■■■■までの計 4 筆、地目は全て田んぼ、面積が ■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらにつきましては、2019 年 2 月 27 日から 2024 年 2 月 26 日までの 5 年間の賃貸借、単価につきましては ■■■■ 円、賃貸価格は ■■■■ 円となっております。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

議案第 7 号につきましても、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当します。■■■■委員におかれましては発言権が無いということで、ご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 31 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 21 ページをご覧ください。

番号 12 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■

■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■

事務局

議長

議長

議長

議長

議長

事務局

事務局

12

ローンにより確認いただきまして、農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。以上でございます。

議長

説明が終わりました。

議案第 8 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 11 議案 9 号 農地法第 4 条の規定による許可について】

議長

「日程第 11 議案 9 号 農地法第 4 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。それでは追加議案 1 ページをご覧ください。

議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可について。

農地法第 4 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。平成 31 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料の 1 ページをご覧ください。

申請者は■■■■■、■■■■■さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■■、■■■■■の計 2 筆、面積が■■■■■ m²となっております。転用の目的につきましては植林、ミズナラを 700 本植林するものでございます。転用事由の詳細につきましては、樹木等に日光が遮断され、かつ水利も悪いことから収支が合わず、農地として維持するのが困難であるためとなっております。

こちらにつきましては、1 月 29 日開催の第 8 回総会におきまして、内容を審議いただき、2 月 20 日付けで北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長

説明が終わりました。

議案第 9 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第9回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。

大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成**31**年 **3** 月**28**日

会議録署名委員

2 番

横道重人

3 番

森 正勝

議 長

原田喜博